

グループホーム 福祉の森 聖孝園

運 営 規 程

(目的)

第1条 この運営規程は、社会福祉法人愛孝会が設置するグループホーム 福祉の森 聖孝園（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従業者が、要介護（介護予防にあっては要支援2）にある高齢者に対し、適正な認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供する事を目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の介護従業者は、要介護者（介護予防にあっては要支援2者）であって認知症の状態にある者（著しい精神症状や著しい行動異常があるもの、急性期状態にある者を除く）について、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介助の他、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めるものである。

2 事業の実施に当たっては、地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

- 1 名称 グループホーム 福祉の森 聖孝園
- 2 所在地 日立市十王町高原333番地6

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

本館

ア. 施設長（管理者）1名

施設長は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、苦情処理などの業務にあたる。

イ. 事務員

自らも介護従業者として勤務するとともに、事業の実施にあたって必要な事務を行う。

ウ. 計画作成担当者 1名

計画作成担当者は、自らも介護従業者として勤務するとともに、当該ユニットの各入居者の心身の状況を踏まえて、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

エ. 介護従業者 5名以上

介護従業者は、当該ユニットの各入居者に応じた介護を提供する。

オ. 夜勤者 1名

夜間及び深夜の時間帯において入居者の介護を提供する。

新館

ア. 施設長（管理者） 1名

施設長は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、苦情処理などの業務にあたる。

イ. 事務員

自らも介護従業者として勤務するとともに、事業の実施にあたって必要な事務を行う。

ウ. 計画作成担当者 1名

計画作成担当者は、自らも介護従業者として勤務するとともに、当該ユニットの各入居者の心身の状況を踏まえて、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

エ. 介護従業者 5名以上

介護従業者は、当該ユニットの各入居者に応じた介護を提供する。

オ. 夜勤者 1名

夜間及び深夜の時間帯において入居者の介護を提供する。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて定数を超え又はその他の職員を置くことができる。

(利用定員)

第5条 事業所におけるユニットごとの利用定員は、次のとおりとする。

ア. 本館 9人

イ. 新館 9人

(定員の遵守)

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入所させない。

(受給資格等の確認)

第7条 サービスの提供を求められた場合には、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護（介護予防にあっては要支援2）認定の有効期間を確かめる。

- 2 前項に被保険者証に認定審査会意見が記されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退居)

第8条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、要介護認定審査を受けた要介護者（介護予防にあっては要支援2者）であって認知症の状態にある者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。

- 2 入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症の症状を有する者であることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療を要すること等入居申込者に対し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、適切な介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。
- 4 入居申込者の入居に際しては、その者的心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める
- 5 入居者が入院となった際は、早期退院にむけ医療機関との連携を図る。
- 6 入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が他の指定居宅介護サービス等を利用することによって、自宅において日常生活を営むことができるかを検討しなければならない。
- 7 入居者の退居の際には、入居者及びその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(入退居の記録の記載)

第9条 事業者は、入居者に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を退居に際しては、退居の年月日を入居者の被保険者証に記載する。

(入居者に関する保険者への通知)

第10条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者である市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護（介護予防にあっては要支援2）状態の程度を増進させたと認められたとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の取扱い方針)

第11条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、入居者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう、入居者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行わなければならない。

- 2 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境と、地域住民との交流の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行なわれるよう努める。
- 3 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、第13条に規定する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 共同生活住居における介護従業者は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。
- 6 事業所は、自らその提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努める。

(調査への協力)

第12条 事業者は、提供した認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、入居者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うように努める。

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第13条 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 計画作成担当者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するために具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- 3 計画作成担当者は、それぞれの入居者に応じた認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成し、入居者又はその家族に対し、その内容等について説明する。
- 4 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護の活用その他の多様な活動の確保に努める。
- 5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者、入居者が認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用できる他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。
- 6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

(介護等)

第14条 介護は、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行うこととする。

- 2 入浴は、適切な方法により入居者の希望に基づいて入居者を入浴させ、又は清拭する。
- 3 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない入居者について、おむつを適切に交換する。
- 5 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 日中の時間帯においては常時1人以上の介護従事者を配置する。

7 事業者は、その入居者に対して、入居者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせない。

8 入居者の食事その他の家事等は、原則として入居者と介護従業者が共同で行うように努める。

(相談及び援助)

第15条 入居者またはその家族に対して、その求めに応じて適切に応じるとともに、必要な助言及び援助その他の情報提供を行う。

(社会生活上の便宜の提供)

第16条 入居者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めることとする。

2 入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者またはその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。

3 従業者は、常に入居者の家族との連携を図るとともに入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(管理者による管理)

第17条 共同生活住居の管理者は、次の要件をいづれも満たす常勤・専従の管理者を置かなければならぬ。ただし当該住居の管理上支障がない場合は、他の職務又は同一敷地内にある事業所等の職務に従事する事ができる。

① 特別養護老人ホームやデイサービスセンター等の介護職員として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する等必要な知識及び経験を有していること。

② 厚生労働大臣が定める研修を終了していること。

(介護計画作成担当者による計画作成)

第18条 共同生活住居の介護計画作成担当者は、同時に介護保険施設、居宅サービス事業所、病院、診療所又は社会福祉施設に勤務する者であつてはならない。

(勤務体制の確保等)

第19条 入居者に対し、適切な認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務体制を定める。

2 前項の介護従業者の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供を配慮する。

(利用料の受領)

第20条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その入居者から利用料の一部として、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護に係る居宅サービス費用基準額から当該認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる居宅サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際にその入居者から支払を受ける利用料の額と、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護に係る居宅サービス費用基準額との間に、不合理な差が生じないようにし、徴収する。
- 3 前二項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを入居者から受ける。

- ア. 食事代
- イ. 居室利用料
- ウ. 光熱水費
- エ. 教養娯楽費
- オ. 共益費
- カ. 理髪費
- キ. おむつ代
- ク. 保証金（入居時にお預かりいたします）
- ケ. 日用雑貨費

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得ることとする。

- 5 上記利用料及びその他の具体的な額は、別添「利用料金表」に基づくものとする。

(利用料に含まれない費用)

第21条 前条に規定される利用料には、協力医療機関等から提供される医療等の法定代理受領分の費用は含まれない。

(入居資格の確認)

第22条 入居者は入居申込に際して、被保険者証を提示し、被保険者資格、要介護（介護予防にあっては要支援2）認定の有無及び要介護（介護予防にあっては要支援2）認定の期間を明らかにしなければならない。

(保証人の設定)

第23条 入居者は入居に際して、事業所が用意する入居申込書、サービス提供契約書に署名捺印して提出するとともに、適切な保証人を立てて報告しなければならない。

(日課の励行)

第24条 入居者は介護従業者の作成した認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づいた日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第25条 入居者が外出、外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

(健康維持)

第26条 入居者は健康に留意するものとし、事業所で行う健康診断は特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第27条 入居者は、居室の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため事業所に協力する。

(禁止行為)

第28条 入居者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- ア. 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- イ. けんか、口論、泥酔などで他の入居者に迷惑を及ぼすこと。
- ウ. 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- エ. 指定した場所以外で火気使用、喫煙又は飲酒すること。
- オ. 故意に共同生活住居もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- カ. 同時に入居している他の利用者に関する秘密を漏らすこと。

2 上記に規定する事項は、入居者の家族にも適用する。

(退居の勧告)

第29条 故意または重大な過失により、前条に規定する禁止行為を頻回に繰り返す場合にあっては、事業所は入居者及びその保証人に退居を勧告する場合がある。

2 サービス提供契約書及び認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画に規定されたサービスを受けた入居者が、故意または重大な過失により事業所が請求する法定代理受領サービス費やその他のサービス費用等を指定する期限のうちに納めなかつた場合には、保証人にその旨を報告し退居を勧告する場合がある。

- 3 入居者が当該認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の対象でなくなった場合、または保険料の滞納などにより介護保険被保険者の資格を失った場合は、遅滞なく保険者である市町村に通知し対応策を検討する。この結果により退居を勧告する場合がある。

(非常災害対策)

第30条 天災その他の災害が発生した場合、職員は入居者の避難等適切な措置を講じる。又、事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- ア. 消火、通報及び避難の訓練（月一回）
- イ. 消防署が立ち会う総合訓練（年二回）
- ウ. 消防設備、設置等の点検及び整備（月一回）
- エ. 従業者の火気の使用又は取り扱いに関する監督
- オ. その他消火管理上必要な業務

(秘密保持等)

第31条 施設に従事する職員は、業務上知り得た入居者及び家族の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

また、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する。

- 2 指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者またはその家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第32条 居宅介護支援事業者又はその従業者に、要介護（介護予防にあっては要支援2）被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(提供拒否の禁止)

第33条 事業者は、正当な理由なく認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を拒んではならない。

(要介護（介護予防にあっては要支援2）認定等の申請に係る援助)

第34条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要介護（介護予防にあっては要支援2）認定等を受けていない入居申込者については、要介護（介護予防にあっては要支援2）認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該入居申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 指定居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が入居者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該入居者が受けている要介護（介護予防にあっては要支援2）認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第35条 法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付する。

（苦情処理）

第36条 提供した認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護に関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。また、公正・中立な立場から客観的に苦情の解決をはかる第三者委員を配置している。

（事故発生時の対応）

第37条 入居者に対する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は市町村、当該入居者の家族、当該入居者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 入居者に対する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（緊急時等の対応）

第38条 介護従業者は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに入居者に症状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

（管理者の責務）

第39条 管理者は、従業者の管理及び認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 管理者は、従業者に運営規程を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(衛生管理等)

第40条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

(地域との連携)

第41条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(その他)

第42条 事業所は、認知症対応型共同生活介護に関する記録書類を事業完結年度から5年間保存しなければならない。

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 愛孝会と事業所の管理者との協定に基づいて定めるものとする。
- 3 事業所は、入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者または他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、時間帯、時間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行なう。
4. 事業者は、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の設置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置

(付 則)

この運営規程は、平成14年2月1日から施行する。

平成16年11月1日 一部改正
平成18年4月1日 一部改正
平成19年4月1日 一部改正
平成20年4月1日 一部改正
平成21年4月1日 一部改正
平成26年3月1日 一部改正
平成30年4月1日 一部改正
令和2年11月2日 一部改正
令和4年 4月1日 一部改正